

定 款

株式会社 タムロン

株 式 会 社 タ ム ロ ン 定 款

第 I 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社タムロンと称し、英文では T a m r o n C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- ① 光学及び精密機械器具の製造、販売及び輸出
- ② レンズ加工機械器具製造、販売及び輸出
- ③ 電子、空圧関係の機械器具の製造、販売及び輸出
- ④ 測定用及び医療用機械器具の製造、販売及び輸出
- ⑤ 前各号記載の機械器具の部品、付属品、消耗品及び材料の製造、販売及び輸出
- ⑥ 前各号にかかげるものの輸入販売
- ⑦ 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第Ⅱ章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は64,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第Ⅲ章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要である場合随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第IV章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に

より、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。
ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第Ⅴ章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第VI章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、第77期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第77期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の2の定めるところによる。

改定版の施行

平成16年3月30日 改定

平成16年4月1日 改定

平成17年4月1日 改定

平成17年8月19日 改定

平成19年3月29日 改定

平成21年3月27日 改定

平成22年1月6日 改定

平成23年3月30日 改定

平成28年3月30日 改定

令和4年3月29日 改定

令和6年3月27日 改定

令和6年7月1日 改定

令和7年7月1日 改定